



佐賀県公報

平成17年
12月1日
(木曜日)
号外第3号

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
する。

目次

(○印は、県例規集に登載するもの)

○保安林予定森林
○平成十七年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度（五九三・二）
(五九二・森林整備課)

(五九二・森林整備課)

○特定非営利活動法人の設立の認証申請
○告示
(県民協働課)

(縣民協働課)

●佐賀県告示第五百九十二号

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりと

一
(一) 保安林予定森林の所在場所

佐賀県知事 古川康

○佐賀県告示第五百九十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定

(三) 指定施業要件

頂の限度を次のとおり公表する。

ア 立木の伐採の

平成十七年十二月一日

主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

佐賀県知事
古川

庚

区域の名称	同上に付する森林	皆伐面積の限度 (くクターペ)
筑後川	鳥栖市、神埼郡及び三養基郡の1円	一一一一一 一一一
川上川	佐賀市、佐賀郡及び小城市（小城町及び川田町に限る）の1円	五四五 九一一
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の1円	一一九六 九二二
六角川	多久市、武雄市、小城市（牛津町に限る）及び杵島郡の1円	一一七一 一一一
有田川	伊万里市及び西松浦郡の1円	一一五一 七三一
佐賀南部	鹿島市及び藤津郡の1円	一一六五 四九

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年1月18日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年12月1日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日
平成17年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 みらい
- (2) 代表者の氏名 古川 隆義